

# 5月の安全・衛生・防災の管理・活動

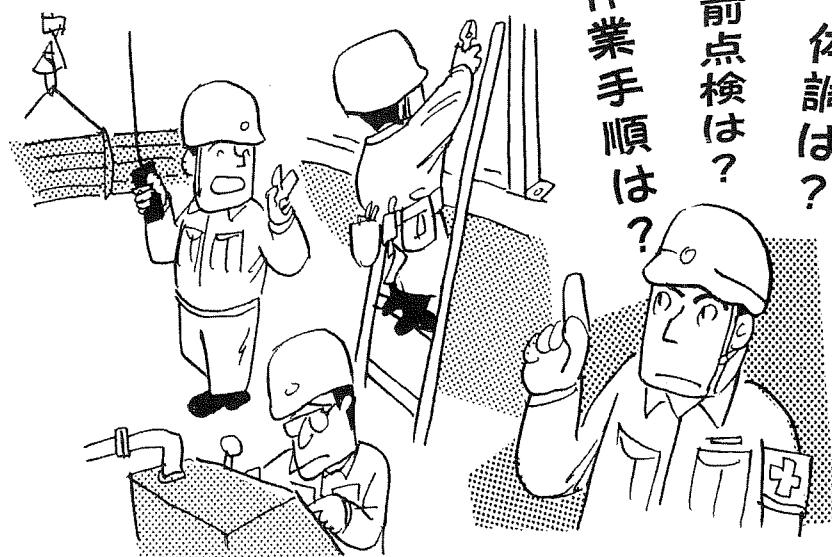
— 新年度業務の状況と連休・連休明けの立ち上げ作業 —

5月は、新年度の新しい業務体制のスタートからまだ1ヶ月で、新人や転入者の業務習熟の途上にあります。そして4月末から5月初めにかけての連休や連休明けのなかで非定常作業もあり、トラブルや事故のリスクが高まり、注意が必要です。

## 体調は?

作業前点検は?

作業手順は?



▼立ち上げ作業は「例年と同じ作業」であつても改めて「非定常作業」の認識のもと、全体の作業並びに個々の作業について、機械や設備等について決められた作業前点検を手抜きなく行います。

そして危険予知の意識を持ち、異常等があれば、直ちに上司や関係スタッフに報告して指示を受けましょう。

▼連休中は外出も増え生活リズムも崩れがちです。連休明けの出勤初日に心身の余裕を持つて出勤できるよう、体調管理を行いましょう。

▼連休明けから労働安全の観点からも気持ちの切り替えが重要です。同僚や部下の動きで不安な行動があれば、注意・確認し合うなどを心がけましょう。

▼「2040問題」をはじめとした労働安全関係の法令により、職場の規定・手順などが改正・制定され、4月から施行されたものがあります。適正な運用状況とともに労働安全衛生、業務負荷の状況の確認も必要です。

▼新入・転入者の業務習熟度、体と心の健康状態に応じた援助・支援が必要です。

# 要注意 大型連休後の「立ち上げ作業」

— KY (危険予知)・RA (リスクアセスメント) を —



4月末から5月初めにかけての大型連休の明けは、作業者をはじめ設備や機械等の状態を正常に戻す「立ち上げ作業」があり、様々なトラブルや事故が発生しがちです。長期休業ではない事業場等でも、社会活動の変調等に振り回されないよう格別の配慮と注意が必要です。

長期休業ではない事業場等でも、社会活動の変調等に振り回されないよう格別の配慮と注意が必要です。

4月末から5月初めにかけての大型連休の明けは、作業者をはじめ設備や機械等の状態を正常に戻す「立ち上げ作業」があり、様々なトラブルや事故が発生しがちです。

連休後の「立ち上げ作業」をスムーズ・安全に進めるに当たっては、人や設備等の面から次に事項を適切に実施する必要があります。

①連休後出勤初日は、前日から体調を整え、時間の余裕を持つて早めに出勤し、明るく挨拶を交わし、TBMで健康相互チェックを行い元気良く丁寧に始業前体操を行う。

②立ち上げ作業の危険性についてKYやRAをしっかりと行い、必要な対策を実施し、落ち着いて作業を進める。

③機械や設備等について決められた始業前点検を手抜きなく行う。異常等があれば直ちに上司や関係スタッフに報告して指示を受ける。

④部下や同僚、メンバーの動きに目を配り、不安全な行動等があれば注意・忠告して是正させ、など。

またこの時期には、人事異動や、職場や職種の変更などにより、新しい環境に適応できないで、五月病と呼ばれている「適応障害」や「うつ病」にかかる人が発生しがちです。

皆で注意する必要があります。

# 「やりつ放し」「聞きつ放し」…等を無くそう

——もう一度確認、復唱の習慣化を——



## …何だつたつけ？…

▼『…やりつ放し』『…使いつ放し』『…置きつ放し』『…外しつ放し』『…開けつ放し』『…言いつ放し』『…聞きつ放し』『…忘れつ放し』等々。職場の事故や災害の要因には、これらの「…放し」によるものが少なくありません。

▼危険な作業をそのまま「やりつ放し」で中断していると、再開しようとした自分や他の作業者

者が事故やケガを引き起こします。

また、安全装置などを「外しつ放し」にしていて重大な災害を引き起こしたりしています。

▼工具や材料を「置きつ放し」にしていて職場の中が乱雑になり、床に置いた工具などにつまづいて転倒したり、高所で工具などを落しさせたりします。また「置きつ放し」は作業場所を狭くして仕事がやりにくくなります。

▼始業前のミーティングの内容や連絡・指示の「言いつ放し、聞きつ放し」は、結局「忘れつ放し」となり、職場の生産活動・安全衛生活動を停滞させててしまいます。

▼昨今、私たちの仕事の周辺は何かと忙しいことが多く、何事も最後まできちんと出来るとは限りませんが、せめて職場の中の「…放し」だけは無くしたいものです。

▼そのためには、皆が何事につけても「確認・復唱」をするという雰囲気づくりと、その習慣化が大切です。

このシートも「読みつ放し」「聞きつ放し」にしないように。

# 職場の化学物質の危険性・有害性

— SDS で確認し、リスクアセスメントを —



本年3月、神奈川県伊勢原市のトンネル状の用水路で、塗装作業をしていた6人が、気分が悪くなり倒れて救急車で病院搬送、内3名は意識不明の重症という中毒災害が発生しました。原因是塗装に用いた塗料を溶かした有機溶剤（シンナー）の蒸気を吸入したものでした。

現在我が国で取り扱われている化学物質は7万とも10万種ともいわれており、これらの化学物質の中にはいまだに有害性等がわからないものが多く含まれています。

化学物質の害は、事例のように直ちに現れるものや、1年、10年、20年後に現れてくるもの、子孫にまで悪影響を及ぼすものもあります。

また、お酒（エタノール）を大量に飲んでも平気な人がいる反面、おちよこ1杯でも具合が悪くなる人がいるように、化学物質の有害作用にも個人差があるものがあります。

職場で化学物質を取り扱う際は、次の基本心得を守ることが肝要です。

- ①リスクアセスメントを実施し、定められた方法で取り扱う。
- ②新しく取り扱う物質については「安全データシート」(SDS) 等で確認する。
- ③できる限り吸入したり皮膚に触れないよう作業方法を改善し、適切な保護具を使用、作業後はうがいや手洗い等を励行する。
- ④作業中や作業後に気分が悪くなったりした時は職制を通じて医師の診察を受ける、など。